

自衛官等募集事務に係る対象者情報の資料提供

自衛官等募集事務については、自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務と定められています。本町では、令和2年度より自衛隊法施行令第120条に基づく防衛大臣からの資料提供依頼に応じて、自衛官および自衛官候補生の募集（以下「自衛官等募集事務」という。）のために必要な住民基本情報（氏名、住所、生年月日、性別）を提供しています。

自衛隊への個人情報の提供を望まない場合は、申出を行うことで除外できますので、期限内に申出を行ってください。



対象者 伯耆町に住民登録があり、令和7年度に18歳になる人（平成19年4月2日から平成20年4月1日生まれの人）

申出期限 5月30日^金

提出先 伯耆町役場本庁舎 2階 総務課

必要書類等

- ・除外申請書（様式は本庁舎または町ホームページにあります。）
- ・対象者本人による申出の場合は、本人確認不要
- ・同一世帯の保護者による申出の場合、申出者の本人確認（運転免許証等）
- ・本人または同一世帯の保護者以外による申出の場合、委任状および申出者の本人確認書類



問い合わせ先

総務課 ☎ 0859-68-3111

お知らせ

INFORMATION

5月12日は民生委員・児童委員の日

民生委員・児童委員は、身近な相談相手として、担当する地域に暮らす住民からの生活上の心配ごとや困りごと、子育てや医療、介護の不安などの相談に応じています。そして、その課題が解決できるよう、必要な支援への「つなぎ役」になります。

また、地域の見守り役として、定期的な訪問などを通じて、高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守りを行っています。子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員も活動しています。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された委員です。法律で守秘義務が課されているため、相談内容が他の人に伝わることはありません。安心してご相談ください。



問い合わせ先

福祉課 福祉支援室 ☎ 0859-68-5534